

長野県告示第491号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師として指定した者の氏名が次のとおり変更になりました。

平成21年10月13日

長野県知事 村井 仁

氏 名	変更前の氏名	変更後の氏名
浅井 裕子	小堀 裕子	浅井 裕子

障害福祉課

長野県告示第492号

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第2項の規定により、次のとおり医師から指定の辞退がありました。

平成21年10月13日

長野県知事 村井 仁

氏 名	診療を行う医療機関の所在地及び名称	辞退年月日	理 由
上條 哲善	松本市旭3-1-1 信州大学医学部附属病院	平成21年8月31日	長野市内医療機関転勤
杵渕 芳明	松本市旭3-1-1 信州大学医学部附属病院	平成21年8月31日	長野市内医療機関転勤
酒井 悠次	駒ヶ根市赤穂4269 駒ヶ根共立クリニック	平成21年8月14日	死亡

障害福祉課

長野県告示第493号

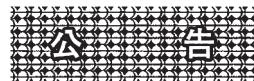
次の区域を信州ものづくり産業投資応援条例（平成17年長野県条例第25号）第1条第2項第5号に規定する製造業等を営む法人等の投資を応援する必要があると認める区域とします。

平成21年10月13日

長野県知事 村井 仁

飯田市南信濃和田1369-6、1376-1、1376-5、1377-1、
1377-4及び1379-1

経営支援課

**公告**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成21年10月13日

長野県知事 村井 仁

- 1 申請のあった年月日
平成21年10月2日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人共に歩む桜プロジェクト
- 3 代表者の氏名
岩崎泰治
- 4 主たる事務所の所在地
佐久市岩村田1465番地1
- 5 定款に記載された目的

この法人は、地域の観光の発展と、障害者の自立支援を図るために、観光事業や障害者の就業支援に関する事業を行い、地域活性化と福祉に寄与することを目的とする。

生活文化課N P O活動推進室

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成21年10月13日

長野県知事 村井 仁

1 申請のあった年月日

平成21年10月 1日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人新規就農支援センター

3 代表者の氏名

寺島 康夫

4 主たる事務所の所在地

上田市八木沢伊勢免930番地

5 定款に記載された目的

この法人は、新規就農従事者、農業事業関係者に対して農業に関するトータル事業（育苗、栽培、防除、収穫、販売）を教え、また農業関連資材の試験事業を通じ、環境保全型農業を考え、職業能力の開発拡充又は独立の機会、雇用機会の拡充を支援しながら就農を促し、農業に対する理解を深める活動をし、農業の担い手を育成しながら地域農業の活性化、食の安心、安全に寄与することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成21年10月13日

長野県知事 村井 仁

1 申請のあった年月日

平成21年10月 2日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人自然学校ふる里あつたかとお

3 代表者の氏名

大村 洋一

4 主たる事務所の所在地

伊那市東春近中殿島2340番地 2

5 定款に記載された目的

この法人は青少年並びに地域住民に対して、地域社会が実施する「青少年育成事業」「生涯学習」の支援、推進を行い、これをもって、子どもの健全育成を図る活動、社会教育の推進を図る活動、まちづくりの推進を図る活動に寄与することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成21年10月13日

長野県工業技術総合センター所長 池田 博通

1 入札に付する事項

(1) 調達する物品等及び数量

不活性ガス置換装置 一式

(2) 物品等の特質

入札説明書及び仕様書によります。

(3) 納入期限

平成22年2月1日（月）

(4) 納入場所

長野市若里1-18-1

長野県工業技術総合センター 材料技術部門

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「物件の買入れ」の欄の等級区分がA又はBに格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 調達物品等に関し、アフターサービス及びメンテナンス（保守及び管理）を迅速に行う体制が整備されている者であること。

3 問い合わせ先等

(1) 入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約条項等を示す場所

長野市若里1-18-1

長野県工業技術総合センター 総務部門

電話番号 026（268）0602

(2) 入札説明書及び仕様書に関する問い合わせ先

長野市若里1-18-1

長野県工業技術総合センター 材料技術部門

電話番号 026（226）2812

4 入札手続等

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成21年10月29日（木）午後1時30分

イ 場所 長野市若里1-18-1

長野県工業技術総合センター 1階小会議室

(3) 郵送による入札の可否

郵送による入札は、受け付けません。

(4) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定め

る期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(5) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(7) 契約書作成の要否

必要とします。

(8) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は、入札説明書及び仕様書のとおりです。

ものづくり振興課